

第 1 号議案から
第 19 号議案まで 令和 7 年度一般会計暫定予算及び特別会計暫定予算

令和 7 年 2 月
第 9 回 福岡県議会定例会議案 その 1

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
1	令和7年度福岡県一般会計暫定予算	1
2	令和7年度福岡県財政調整基金特別会計暫定予算	19
3	令和7年度福岡県公債管理特別会計暫定予算	21
4	令和7年度福岡県国民健康保険特別会計暫定予算	25
5	令和7年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計暫定予算	31
6	令和7年度福岡県災害救助基金特別会計暫定予算	35
7	令和7年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計暫定予算	37
8	令和7年度福岡県県営林造成事業特別会計暫定予算	39
9	令和7年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計暫定予算	43
10	令和7年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計暫定予算	47
11	令和7年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計暫定予算	51
12	令和7年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計暫定予算	55
13	令和7年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計暫定予算	57
14	令和7年度福岡県住宅管理特別会計暫定予算	61
15	令和7年度福岡県病院事業会計暫定予算	65
16	令和7年度福岡県流域下水道事業会計暫定予算	69
17	令和7年度福岡県電気事業会計暫定予算	75
18	令和7年度福岡県工業用水道事業会計暫定予算	79

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
19	令和7年度福岡県工業用地造成事業会計暫定予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83

一 般 会 計

第 1 号議案

令和 7 年度福岡県一般会計暫定予算

令和 7 年度福岡県の一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 966,957,256 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月4日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県	税	278,312,671
	1 県 民 税	31,827,753
	2 事 業 税	75,314,749
	3 地 方 消 費 税	97,327,841
	4 不 動 産 取 得 税	6,577,133
	5 県 た ば こ 税	2,043,489
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	331,725
	7 軽 油 引 取 税	8,806,473
	8 自 動 車 税	55,477,299
	9 鉱 区 税	4,481
	10 狩 猟 税	1
	11 産 業 廃 棄 物 税	80,768

款	項	金額
	12 宿 泊 税	520,793
	13 旧 法 に よ る 税	166
2 地 方 消 費 税 清 算 金		60,654,649
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	60,654,649
3 地 方 譲 与 税		8,209,519
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	7,199,566
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	802,835
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	20,164
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	186,954
4 地 方 特 例 交 付 金		1,213,300
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,213,300
5 地 方 交 付 税		151,952,456
	1 地 方 交 付 税	151,952,456
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		472,066

	1 交通安全対策特別交付金	472,066
7 分担金及び負担金		1,957,937
	1 分担金	43,818
	2 負担金	1,914,119
8 使用料及び手数料		8,591,253
	1 使用料	3,699,321
	2 手数料	4,891,932
9 国庫支出金		115,840,057
	1 国庫負担金	44,572,176
	2 国庫補助金	64,280,034
	3 委託金	6,987,847
10 財産収入		1,879,854
	1 財産運用収入	1,813,649
	2 財産売払収入	66,205
11 寄附金		596,156

款	項	金額
	1 寄 附 金	596,156
12 繰 入 金		17,738,339
	1 特 別 会 計 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金	17,738,339
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		237,057,298
	1 延滞金、加算金及び過料等	289,729
	2 県 預 金 利 子	38,492
	3 貸 付 金 元 利 収 入	227,474,540
	4 受 託 事 業 収 入	2,623,856
	5 収 益 事 業 収 入	1,296,121
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1
	7 雑 入	5,334,559

15 県	債	82,481,700	
	1 県	債	82,481,700
歳 入 合 計		966,957,256	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,436,863
	1 議 会 費	1,436,863
2 総 務 費		35,767,112
	1 総 務 管 理 費	17,099,850
	2 企 画 費	5,572,979
	3 徴 税 費	5,900,349
	4 市 町 村 振 興 費	265,662
	5 選 挙 費	2,573,812
	6 防 災 費	621,673

款	項	金額
	7 統計調査費	3,446,019
	8 人事委員会費	139,855
	9 監査委員費	146,913
3 保健費		77,268,906
	1 保健企画費	7,630,132
	2 健康対策費	3,702,934
	3 生活衛生費	1,134,501
	4 医薬費	3,627,832
	5 医療介護費	58,921,597
	6 高齢者支援費	2,251,910
4 環境費		2,717,080
	1 環境費	2,717,080
5 生活労働費		90,423,261
	1 県民生活費	4,697,117

	2 福祉企画費	5,060,646
	3 児童家庭費	32,708,773
	4 障がい者福祉費	24,551,631
	5 生活保護費	14,465,439
	6 社会福祉費	4,336,119
	7 労働企画費	981,097
	8 職業訓練費	3,220,211
	9 失業対策費	317,536
	10 労働委員会費	84,692
6 農林水産業費		37,284,439
	1 農林水産業企画費	7,307,622
	2 農業費	9,198,776
	3 畜産業費	1,520,990
	4 農地費	7,755,853
	5 林業費	6,483,626

款	項	金額
	6 水 産 業 費	5,017,572
7 商 工 費		236,862,055
	1 商 業 費	231,191,217
	2 工 鉱 業 費	4,504,768
	3 観 光 費	1,166,070
8 県 土 整 備 費		76,159,961
	1 県 土 整 備 企 画 費	1,922,650
	2 道 路 橋 り よ う 費	33,228,277
	3 河 川 海 岸 費	24,819,333
	4 港 湾 費	1,904,774
	5 都 市 計 画 費	10,223,710
	6 住 宅 費	3,448,980
	7 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	511,707
	8 水 資 源 対 策 費	100,530

9	警 察 費	67,423,113
	1 警 察 管 理 費	64,915,716
	2 警 察 活 動 費	2,507,397
10	教 育 費	168,934,656
	1 教 育 総 務 費	20,229,705
	2 小 学 校 費	32,819,271
	3 中 学 校 費	19,249,240
	4 高 等 学 校 費	34,222,595
	5 特 別 支 援 学 校 費	16,015,808
	6 社 会 教 育 費	2,949,313
	7 保 健 体 育 費	2,383,913
	8 大 学 費	3,959,530
	9 私 立 学 校 費	36,822,638
	10 青 少 年 費	282,643
11	災 害 復 旧 費	14,157,091

款	項	金額
	1 農林水産施設災害復旧費	8,515,757
	2 土木施設災害復旧費	5,641,334
12 公債費		30,044,524
	1 公債費	30,044,524
13 諸支出金		128,378,195
	1 利子割交付金等	128,378,195
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		966,957,256

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県庁舎設備改修費	令和8年度から 令和10年度まで	10,060,378千円
合同庁舎改修費	令和8年度から 令和9年度まで	320,742千円
合同庁舎設備改修費	令和8年度から 令和9年度まで	842,925千円
総合庁舎設備改修費	令和8年度	712,100千円
単独庁舎改修費	令和8年度	233,380千円
単独庁舎設備改修費	令和8年度	364,759千円
庶務事務システム改修費	令和8年度から 令和13年度まで	1,167,291千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和26年度まで	4,800千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
関門海峡ミュージアム整備費	令和8年度	99,433千円
保健環境研究所整備費	令和8年度から 令和9年度まで	2,814,287千円
北九州勤労青少年文化センター整備費	令和8年度	5,114千円
高等技術専門学校整備費	令和8年度	58,841千円

事 項	期 間	限 度 額
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和18年度まで	1,200千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和21年度まで	2,966,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農業近代化資金利子補給	令和8年度から 令和28年度まで	23,598千円 ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 250,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	令和8年度から 令和18年度まで	266千円 ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 25,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	令和8年度から 令和23年度まで	356千円 ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 3,750千円
農林漁業災害対策資金利子補給	令和8年度から 令和13年度まで	830千円 ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 42,500千円
農林漁業災害対策資金損失補償	令和7年度から 令和15年度まで	315千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	令和8年度から 令和28年度まで	2,514千円 ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 15,000千円
農地利用推進事業損失補償	令和7年度から 令和13年度まで	1,206,150千円
農地中間管理機構条件整備損失補償	令和7年度から 令和17年度まで	111,000千円
農地中間管理機構所有者不明農地借入損失補償	令和7年度から 令和47年度まで	10,000千円
動物保健衛生所整備費	令和8年度から 令和9年度まで	2,997,868千円
農業水利施設保全対策事業費	令和8年度から 令和9年度まで	638,000千円

県営ため池等整備事業費	令和8年度から 令和9年度まで		465,000千円
湛水防除事業費	令和8年度から 令和9年度まで		2,206,000千円
漁業近代化資金利子補給	令和8年度から 令和28年度まで	ただし、令和7年度利子補給対象融資限度額 670,000千円	66,531千円
道路維持修繕費	令和8年度		9,000千円
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	令和7年度から 令和27年度まで	建設資金借入金565,000千円	
福岡北九州高速道路公社の前年度からの繰越額に相当する政府資金の借入れに対する債務保証	令和7年度から 令和27年度まで	建設資金借入金575,000千円	
道路改良費	令和8年度から 令和13年度まで		13,249,700千円
道路改築費	令和8年度		60,000千円
橋りょう架換費	令和8年度		95,000千円
広域河川改修費	令和8年度		315,000千円
河川総合流域防災事業費	令和8年度		2,352,000千円
街路事業費	令和8年度から 令和9年度まで		1,323,550千円
街路関連道路整備事業費	令和8年度から 令和9年度まで		182,000千円
公営住宅ストック総合改善事業費	令和8年度		6,200千円

事 項	期 間	限 度 額
福 岡 武 道 館 解 体 費	令和8年度	606,034千円
田 川 警 察 署 整 備 費	令和8年度から 令和9年度まで	3,865,161千円
警 察 本 部 整 備 費	令和8年度	110,972千円
中 央 警 察 署 整 備 費	令和8年度	283,511千円
福岡県公立学校情報機器整備事業 費補助金	令和8年度	440,485千円
老 朽 校 舎 改 築 費	令和8年度	2,691,032千円
施 設 充 実 費	令和8年度	4,059,994千円
校 地 整 備 費	令和8年度	443,463千円
学 校 環 境 整 備 費	令和8年度	284,061千円
特 別 支 援 学 校 施 設 充 実 費	令和8年度	18,663千円
特 別 支 援 学 校 老 朽 校 舎 改 築 費	令和8年度	761,047千円
図 書 館 整 備 費	令和8年度	146,439千円
体 育 施 設 整 備 費	令和8年度	119,118千円
議 会 棟 整 備 費	令和8年度	448,878千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	3,868,700	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和7年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和8年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
鉄道整備事業費	120,800			
保健施設整備事業費	3,634,800			
環境施設整備事業費	183,500			
自然公園整備事業費	35,800			
生活労働施設整備事業費	3,214,800			
農林水産施設整備事業費	1,402,200			
農業事業費	12,700			
農地事業費	1,939,900			
造林事業費	32,300			
林道事業費	607,500			
治山事業費	1,275,700			
水産事業費	1,304,200			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
商工施設整備事業費	70,500			
県土整備施設整備事業費	53,600			
河川事業費	9,413,200			
砂防事業費	2,015,000			
海岸事業費	202,400			
港湾事業費	736,400			
福岡北九州高速道路公社 出資金	305,100			
都市計画事業費	2,630,300			
道路事業費	17,667,500			
公営住宅建設事業費	2,127,700			
警察施設整備事業費	9,491,500			
教育施設整備事業費	17,159,700			
災害復旧事業費	2,975,900			
計	82,481,700			

特 別 会 計

第 2 号議案

令和 7 年度福岡県財政調整基金特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県財政調整基金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 65,451 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		65,451
	1 財 産 運 用 収 入	65,451
歳 入 合 計		65,451

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		65,451
	1 積 立 金	65,451
歳 出 合 計		65,451

第 3 号議案

令和 7 年度福岡県公債管理特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県公債管理特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 81,790,814 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		48,336,609
	1 一 般 会 計 繰 入 金	30,012,404
	2 基 金 繰 入 金	18,324,205
2 県 債		32,565,000
	1 県 債	32,565,000
3 財 産 収 入		889,205
	1 財 産 運 用 収 入	889,205
歳 入 合 計		81,790,814

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		81,790,814
	1 公 債 費	81,790,814
歳 出 合 計		81,790,814

第 4 号議案

令和 7 年度福岡県国民健康保険特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県国民健康保険特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 147,980,900 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		46,898,894
	1 負担金	46,898,894
2 国庫支出金		45,766,555
	1 国庫負担金	30,974,724
	2 国庫補助金	14,791,831
3 前期高齢者交付金		45,197,188
	1 前期高齢者交付金	45,197,188
4 共同事業交付金		429,089
	1 共同事業交付金	429,089
5 出産育児交付金		5,510
	1 出産育児交付金	5,510
6 財産収入		13,394

	1 財 産 運 用 収 入	13,394
7 繰 入 金		9,670,270
	1 他 会 計 繰 入 金	9,651,015
	2 基 金 繰 入 金	19,255
歳 入 合 計		147,980,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		37,624
	1 総 務 管 理 費	36,990
	2 運 営 協 議 会 費	425
	3 共 同 運 営 事 業 費	209
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		117,354,827
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	117,354,827
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		22,157,301

款	項	金額
	1 後期高齢者支援金等	22,157,301
4 前期高齢者納付金等		52,872
	1 前期高齢者納付金等	52,872
5 介護納付金		7,235,900
	1 介護納付金	7,235,900
6 病床転換支援金等		29
	1 病床転換支援金等	29
7 共同事業拠出金		429,250
	1 共同事業拠出金	429,250
8 保健事業費		199,703
	1 保健事業費	199,703
9 基金積立金		13,394
	1 基金積立金	13,394
10 予備費		500,000

	1 予 備 費	500,000
歳 出 合 計		147,980,900

第 5 号議案

令和 7 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 77,533 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		46,755
	1 諸 収 入	46,755
2 繰 入 金		11,281
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,281
3 繰 越 金		19,497
	1 繰 越 金	19,497
歳 入 合 計		77,533

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		77,533
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	77,533

歳 出 合 計	77,533
---------	--------

第 6 号議案

令和 7 年度福岡県災害救助基金特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県災害救助基金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,504 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,504
	1 財 産 運 用 収 入	2,504
歳 入 合 計		2,504

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		2,504
	1 基 金 積 立 金	2,504
歳 出 合 計		2,504

第 7 号議案

令和 7 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 367 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		168
	1 一 般 会 計 繰 入 金	168
2 繰 越 金		
3 諸 収 入		199
	1 諸 収 入	199
歳 入 合 計		367

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		367
	1 就農支援資金貸付事業費	367
歳 出 合 計		367

第 8 号議案

令和 7 年度福岡県営林造成事業特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県営林造成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 62,303 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出暫定予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		
3 財産収入		
4 繰入金		61,854
	1 一般会計繰入金	61,854
5 繰越金		
6 諸収入		412
	1 雑収入	412
歳 入 合 計		62,303

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		62,303
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	62,303
歳 出 合 計		62,303

第 9 号議案

令和 7 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,597 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		597
	1 一 般 会 計 繰 入 金	597
2 繰 越 金		28,023
	1 繰 越 金	28,023
3 諸 収 入		1,977
	1 諸 収 入	1,977
歳 入 合 計		30,597

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		30,597
	1 林業改善資金助成事業費	30,597

歳 出 合 計	30,597
---------	--------

第 10 号議案

令和 7 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 97,084 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出暫定予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		84
	1 一 般 会 計 繰 入 金	84
2 繰 越 金		79,383
	1 繰 越 金	79,383
3 諸 収 入		17,617
	1 諸 収 入	17,617
歳 入 合 計		97,084

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業 費		97,084
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業 費	97,084

歳 出 合 計	97,084
---------	--------

第 11 号議案

令和 7 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,953 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		7,981
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,981
2 諸 収 入		20,972
	1 雑 入	20,972
歳 入 合 計		28,953

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 費 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		8,007
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 費 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	8,007
2 公 債 費		20,946
	1 公 債 費	20,946

歳 出 合 計	28,953
---------	--------

第 12 号議案

令和 7 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 907 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		907
	1 財 産 運 用 収 入	907
歳 入 合 計		907

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		907
	1 積 立 金	907
歳 出 合 計		907

第 13 号議案

令和 7 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,374,416 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		146,605
	1 使用料	146,605
2 繰入金		511,707
	1 一般会計繰入金	511,707
3 県債		3,716,100
	1 県債	3,716,100
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	1
6 財産収入		1

	1 財 産 運 用 収 入	1
歳 入 合 計		4,374,416

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		3,780,053
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	3,780,053
2 公 債 費		594,363
	1 公 債 費	594,363
歳 出 合 計		4,374,416

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
埠頭施設整備事業費	3,716,100	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和7年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和8年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 14 号議案

令和 7 年度福岡県住宅管理特別会計暫定予算

令和 7 年度福岡県住宅管理特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,164,601 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		4,136,076
	1 使 用 料	4,102,542
	2 繰 越 金	33,534
2 県営住宅敷金管理費収入		28,525
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	28,524
歳 入 合 計		4,164,601

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費		4,136,076
	1 県 営 住 宅 管 理 費	4,136,076

2 県営住宅敷金管理費		28,525
	1 県営住宅敷金管理費	28,525
歳 出 合 計		4,164,601

公 營 企 業 会 計

第 15 号議案

令和 7 年度福岡県病院事業会計暫定予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度福岡県病院事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	(精神病床	300 床)		
(2) 患 者 延 人 員	(入院患者	31,476 人	外来患者	13,130 人)
(3) 一 日 平 均 患 者 数	(入院患者	258 人	外来患者	130 人)

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		1,061,950 千円
第 1 項 医 業 収 益		785,682 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		275,671 千円
第 3 項 特 別 利 益		597 千円

支 出

第1款 病院事業費	1,391,028 千円
第1項 医業費用	1,387,551 千円
第2項 医業外費用	0 千円
第3項 特別損失	3,477 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 272,909 千円は過年度分損益勘定留保資金 272,909 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	0 千円
-----------	------

支 出

第1款 資本的支出	272,909 千円
第1項 建設改良費	272,909 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

- 第1款 病院事業費
 - 第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

5,074 千円

令和7年2月4日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 16 号議案

令和 7 年度福岡県流域下水道事業会計暫定予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度福岡県流域下水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 28市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 107,100,358立方メートル |
| (3) 一日平均処理水量 | 293,426立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業 | 流域下水道建設事業 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 流域下水道事業収益		9,937,887 千円
第 1 項 営業収益		9,905,082 千円
第 2 項 営業外収益		32,805 千円

支 出

第1款 流域下水道事業費	9,921,707 千円
第1項 営業費用	9,886,577 千円
第2項 営業外費用	35,130 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,778千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,676千円及び過年度分損益勘定留保資金5,102千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	5,783,437 千円
第1項 企業債	1,004,300 千円
第2項 他会計補助金	172,411 千円
第3項 国庫補助金	3,358,800 千円
第4項 負担金	1,247,926 千円

支 出

第1款 資本的支出	5,804,215 千円
第1項 建設改良費	5,638,588 千円
第2項 企業債償還金	165,627 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宝満川流域下水道建設費	令和8年度	1,065,600千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	令和8年度	60,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業 費	1,004,300	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和7年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和8年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 流域下水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

229,440 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、205,216 千円である。

令和7年2月4日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 17 号議案

令和 7 年度福岡県電気事業会計暫定予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度福岡県電気事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 22,633,000 キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		210,031 千円
第 1 項 営業収益		198,434 千円
第 2 項 財務収益		369 千円
第 3 項 事業外収益		11,228 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		170,350 千円
第 1 項 営業費用		170,350 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		240,000 千円
第1項 他会計貸付金元金収入		240,000 千円
	支	出
第1款 資本的支出		146,573 千円
第1項 建設改良費		46,573 千円
第2項 投資		100,000 千円
(一時借入金)		

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	59,678 千円
(2) 交際費	17 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

令和7年2月4日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 18 号議案

令和 7 年度福岡県工業用水道事業会計暫定予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度福岡県工業用水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 事 業 所 数 68事業所
- (2) 総 給 水 量 16,899,440立方メートル
- (3) 一日平均給水量 138,520立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			643,568 千円
第 1 項 営 業 収 益			613,755 千円
第 2 項 営 業 外 収 益			29,813 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			531,931 千円

第1項 営業費用 531,931 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額953,673千円は過年度分損益勘定留保資金953,673千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 0 千円

支 出

第1款 資本的支出 953,673 千円

第1項 建設改良費 453,673 千円

第2項 投資 500,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 101,086 千円

(2) 交 際 費

36 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、8,000千円と定める。

令和7年2月4日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第 19 号議案

令和 7 年度福岡県工業用地造成事業会計暫定予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度福岡県工業用地造成事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業	売却土地	3,000平方メートル
(2) 宮若北部内陸部工業用地造成事業	土地造成	212,000平方メートル
(3) 直方・鞍手内陸部工業用地造成事業	土地造成	230,000平方メートル
(4) うきは西部内陸部工業用地造成事業	土地造成	270,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 造成事業収益		25,683 千円
第 1 項 営業収益		12,604 千円
第 2 項 営業外収益		13,079 千円

支 出

第1款 造成事業費	18,570 千円
第1項 営業費用	18,563 千円
第2項 営業外費用	7 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額604,537千円は過年度分損益勘定留保資金604,537千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,141,500 千円
第1項 工業用地造成事業収入	550,000 千円
第2項 企業債	1,591,500 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,746,037 千円
第1項 造成事業費	2,506,037 千円
第2項 他会計借入金償還金	240,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用地造成事業費	1,591,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和7年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和8年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、149,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 造成事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	34,182 千円
(2) 交際費	30 千円

令和7年2月4日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

